

1 開会の宣言

議 長 出席委員が定数に達したので、定刻通り午後2時00分、本会を開会する旨を宣言した。

傍聴人の確認

議 長 傍聴人の有無を確認するよう事務局に指示したところ、いなかった。

2 署名委員の選任

議 長 署名委員に藤倉利則農業委員、鈴木智一農業委員を選任した。

3 参与の承認及び書記の任命

議 長 参与に荒井農業委員会事務局長を承認し、書記に小宮山農業委員会事務局次長、大室主査、長澤主任を任命した。

4 議 事

議案第35号

農地法第3条の許可申請について

議 長 議案第35号について事務局に説明を求めた。

事 務 局

議案書を朗読した。申請番号1、地区は大石地区、権利は所有権、所在は藤波三丁目の2筆である。地目は登記、現況ともに畑である。渡人は経営規模の縮小、受人は経営規模の拡大が事由である。全農地を世帯員全員で耕作し、経営面積は86.61アールである。

申請番号2、地区は大石、権利は所有権、所在は藤波三丁目の1筆である。地目は登記、現況とも畑である。受人は申請番号1と同一人で、渡人は受人の父親、申請事由は名義変更である。耕作状況は申請番号1と同様である。申請番号1と2の合計が畑1, 143㎡である。

資料は農地法第3条の規定による許可申請の一式であるが、今後の農地の経営内容が記載されているので内容を確認していきたい。申請人は職業が公務員、現在の自作地は田2, 102㎡、畑6, 559㎡、合計8, 661㎡である。(1) 作付け作物は、田が水稻、畑は露地野菜である。(2) 大農機具としてトラクター1台・田植え機1台・コンバイン1台・耕運機2台を自己所有している。(3) 農作業に従事する者として、権利を取得しようとする者の農作業歴は20年と記載されており、世帯員の労働力は3名である。農地法第3条の許可を受けた後は農地として耕作することを誓約するとして、誓約書が提出されている。

次に農地法第3条の許可基準を確認した後、地図及び現況写真で所有する全ての農地の現状を説明した。

議	長	地区担当委員に現地調査結果の報告を求めた
(報	告)	大石地区の矢部推進委員が報告した。申請番号1、申請番号2について、2月23日(木)に地区担当委員5名で現地調査を行った。現地は保全管理されており、境界杭も確認した。問題ないと考えられる。
議	長	申請人に入室を促した。
		<申請人入室>
申	請	自己紹介を行った。
人		
新	木	許可申請書の写しには、土地の対価、賃料等の額の欄に、当初は金額が記入されていたが、贈与
農	業	に変更となった理由を伺いたい。また、謄本には条件付き所有権移転の仮登記が付されているが、
委	員	設定者の同意を得ているのか。先ほどの自己紹介で、申請人は住所を藤波と発言されていたが、申

請書には住所がさいたま市とある。この事について説明願いたい。さらに、農作業従事日数150日とあるが、公務員として勤務しながら年間の従事日数を確保できるのか伺いたい。

申請人

対価については記載上の誤りで贈与である。仮登記者2名は父と親類であり、書面とともに同意を得ている。譲受人である私の現住所はさいたま市中央区で、冒頭の説明に誤りがあったので訂正する。農業従事日数は、水稻の繁忙期には勤務前2時間、勤務後2時間従事しており年間で10～11週ある。日数に換算すると20日から24日になる。また、土曜日・日曜日・祭日の全てを農業に従事している。さらに年次有給休暇を10日程取得して農業に従事しており、年間150日以上農業に従事することは可能である。

新木農業委員

仮登記の関係で、申請書に同意書の添付が無い。また、父親からの名義変更とのことだが、他にも所有する農地がある中で、ここだけ名義変更をする事に、何か特別な理由があるのか伺いたい。

事務局

仮登記が設定されていることは事務局も承知していたが、今回、農地法第3条での取得に関して支障は無いと認識している。譲受人が同意書を得ていることを確認しており、本日持参をお願いしているが、同意書が無いことが理由で今回の申請を受け付けないということはない。

新木農業委員

仮登記に関して何ら支障はないとの回答だが、例えば5条では仮登記者は権利を有すると思うが、農地に仮登記が設定されていて、何ら支障はないというのはどういうことか説明願いたい。

事務局

今回の仮登記は3条と5条で設定されており、これによって何かの制限が生じるのかどうか農業会議に問い合わせたところ、あくまでも譲受人・譲受人と仮登記者の問題であるため、事務局が申請を受け付けることに関しては何ら問題無いという確認を取っている。

申請人

この筆を隣接地の取得と同時に贈与という形をとっているのは、効率的な耕作を目的としたためで、農機具等の活用にも地理的に有利なことから、この場所での営農が妥当と考えたためである。

内田農業委員

誓約書の中で露地野菜を栽培することのだが、写真を見ると露地野菜らしいものがほとんど見られない。年間150日の農業従事で、どのような露地野菜を栽培しているのか伺う。

申請人 作付け等で至らない点は今後善処していきたい。今回取得する農地ではかぼちゃ栽培を考えている。経営規模拡大する上で、他の農地に対しても効率耕作の実施を約束する。

内田農業委員 農地の状態を確認することも農業従事に含まれるが、さいたま市居住で公務員ということで、公務員と農業者の両立は可能なのか伺う。

申請人 先ほど説明しなかった事があり、特別休暇やワークライフバランス等の休暇もあるので休める機会は多々ある。年間150日以上に従事は間違いなく実施可能であることを約束する。
本件についてさらに意見を求めるが無かったため、申請人に退室を促した。
<申請人退室>

議長 申請人退室後、本件についてさらに意見を求めた。

新木農業委員 これだけの農地を持っていて、実際にやっているのは水稻だけではないのか。

事務局 委員の言う通りで、ほぼ水稻しか作付けしていないようである。

新木農業委員 親が健康で農業従事しているとは言え、この先どのように作付けしていくのか、難しいのではないのか。

事務局 言うは易しで、言うだけなら簡単である。この先どのような農業を行うのか様子を見るしかないと思う。

議長 親と同居して上尾にいたのであれば、朝に一回り農地を回るなどすれば従事日数は問題ないと思うが、40分近く時間をかけてわざわざ上尾まで来て、一回りするということも難しいと思う。

事務局 事務局としては、世帯員で従事日数を超えていれば問題ないという説明をしているが、今回、申請人からは本人が150日従事することが可能であるという説明しかなかった。

新木農業委員 写真を見ると重機が写っているが、何のためにあるのか。

事務局 詳しい理由などは不明である。

山岸農業委員 地権者の方がやっている所か。

事務局 まだ名義は変わっておらず、権利移転していないことから地権者がやっているという認識でいる。

山岸農業委員 あの辺は良く通るのでわかる。

事務局 地元の委員の方がよく知っているのではないかと思う。

新木農業委員 申請書類が売買から贈与になっているが、間違いないのか。

事務局 最初は金銭が発生する動きだったと思われるが、何かの理由で変わったのではないかと思われる。両者の実印が押された契約書で、贈与であることを確認している。

議長 本件についてさらに意見を求めるが無かったため、議案第35号について採決を行ったところ、賛成全員で承認することを宣した。

議案第36号 農地法第5条の許可申請について

議長 議案第36号について事務局に説明を求めた。

事務局 議案書を朗読した。申請番号1、地区は上尾地区、権利は所有権、所在は本町六丁目、地目は登記が田、現況は畑の1筆である。形態は転用で、用途は障害者就労継続支援施設の新築、施設は木造平屋建、建物を建設するため開発許可が必要である。農地区分は第2種農地である。

申請番号2、地区は原市地区、権利は賃借権、所在は大字原市字拾六番耕地、地目は登記、現況とも畑、3筆である。形態は転用で、用途は資材置場及び駐車場、施設は砂利敷で、開発許可は不要である。農地区分は第3種農地である。

申請番号3、地区は上平地区、権利は賃借権、所在は大字平塚字氷川、地目は登記、現況とも畑の1筆である。形態は転用で、用途は駐車場敷地拡張、施設は砂利敷で、開発許可は不要である。農振農用地であるが令和4年11月11日付け上尾市告示第375号で農振除外を受けており、除外後の農地区分は第1種農地である。拡張する面積が既存施設の二分の一以内であり、不許可の例

外に当たる。

議 長 地区担当委員に現地調査結果の報告を求めた。

(報 告) 申請番号1について原市地区の黒須邦明農業委員が報告した。現地調査を2月23日(祝・木)に地区担当委員3名で実施した。かつては田であったと思われるが、盛土されている。現地は梅の木が植えられて剪定もされており、管理されている。土地の選定理由書を朗読した。

申請番号2を原市地区の黒須信明推進委員が報告した。現地調査を2月23日(祝・木)に地区担当委員3名で実施した。現地はきれいに管理されているが、ほとんど作付けされていない。境界杭が設置されていることを確認した。土地の選定理由書を朗読した。

申請番号3を上平地区の大塚推進委員が報告した。現地調査を2月22日(水)に地区担当委員4名で実施した。現地はしっかり管理されていることを確認した。土地の選定理由書を朗読した。

議 長 本件について意見を求めた。

新木農業委員 申請番号1の案件で、土地利用計画図によれば、南側の道路幅員が狭いが、認定外道路なのか。委員の意見の通りで認定外道路になっている。

事務局 申請番号2の土地選定理由書に、他の選定候補地と記されている場所が個人情報保護のための黒塗りとなっていてどこの場所かわからないが、隣接地なのか。また、この計画によって借主が借地条件や近隣からの苦情が生じた場合は対処するとあるが、問題は無いのか。

事務局 本計画地の南側隣接地を選定候補地として検討していた。

新木農業委員 南側の土地の同意が得られなかったから、本計画地となったのか。理解を得るのは難しいのかもしれないが、隣接地が平場だから大丈夫というのではなく、苦情が来ても困るのではないかということを確認したい。

事務局 南側の筆は同じ地権者で、さらに南西側の筆も同一地権者である。同一地権者の所有地の中で、どこの場所にするのかを選定して決定している。

新木農業委員 隣地も同一地権者ということであれば了解した。
議 長 本件についてさらに意見を求めるが無かったため、議案第 3 6 号について採決を行ったところ、賛成全員で承認することを宣した。

議案第 3 7 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

議 長 議案第 3 7 号について事務局に説明を求めた。
事 務 局 議案書を朗読した。申請番号 1、地区は上平地区、所在は大字上字新梨子、大字久保字東谷耕地、大字西門前字寺廻、大字西門前字東の 8 筆である。地目は 5 筆目までが登記、現況とも畑、6 筆目が登記宅地、現況畑、7 筆目が登記、現況とも畑、8 筆目が登記、現況とも田である。納税猶予区分は相続税、続柄は親子である。

議 長 地区担当委員に現地調査結果の報告を求めた。
(報 告) 上平地区の内田農業委員が報告した。現地調査を 2 月 2 2 日 (水)、地区担当委員 4 名で行った。農地としてきれいに使われており、露地野菜が作付けされ、自宅で販売している。現地調査の際に本人とも面談し、農業を継続していく意思を確認している。

議 長 本件について意見を求めるが無かったため、議案第 3 7 号について採決を行ったところ、賛成全員で承認することを宣した。

議案第 3 8 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について

議 長 議案第 3 8 号について事務局に説明を求めた。
事 務 局 議案書を朗読した。申請番号 1、地区は大谷地区、所在は大字今泉字松原、大字今泉字西、大谷北部第二土地区画整理地内の 5 筆である。地目は登記、現況ともに畑、事由は事由発生者の死亡、続柄は親子である。従事日数は事由発生者が 2 5 0 日、他が 2 0 0 日、1 0 0 日、0 日、0 日、0

日となっている。現地はいずれも作付けされていないが、保全管理はしっかり行われており、事務局としては特段問題ないと判断している。

議長 本件について意見を求めるが無かったため、議案第38号について採決を行ったところ、賛成全員で承認することを宣した。

議案第38号 令和4年度2月期農用地利用集積計画の承認について

議長 議案第38号について担当部署に説明を求めた

農政課 制度について説明し、議案書を朗読した。農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、配分計画を作成せず、新たに農業経営を営もうとする者の研修用営農地として活用する

議長 本件について意見を求めた。

新木農業委員 研修生は農業大学校で何を学んでいるのか。

農政課 基本的には露地野菜で、カブ、ニンジン、タマネギ、ダイコン、ブロッコリー、ジャガイモ、ネギなどの作付けを学んでいる。

議長 本件についてさらに意見を求めるが無かったため、議案第38号について採決を行ったところ、賛成全員で承認することを宣した。

5 報告第10号専決処分について

(1) 農地法第4条の届出の受理について

(2) 農地法第5条の届出の受理について

6 閉会

議 長 以上で今回の提出議案全てについて審議が終了した旨を宣言し、午後3時35分、本会を閉会した。

7 その他

上記のとおり、会議の顛末が相違ないことを証するためここに署名いたします。

令和5年 2月27日

議 長

署名委員

署名委員